

平和の礎^{いしじ}とは

■ 「平和の礎」は沖縄戦で亡くなられた戦没者の氏名を刻んだ記念碑です。

1995年に設置され、令和6年6月23日現在の総刻銘者数は、242,225名です。

設置者は沖縄県で、礎への追加刻銘や刻銘修正の申出を受け付け、審査決定をしています。

北海道は、沖縄県からの依頼により、追加の刻銘や既に刻銘されている氏名の修正等について、ご遺族からの申請を受付し、沖縄県に伝達します。

刻銘の対象となるのは、国籍を問わず、沖縄戦で亡くなったすべての人々です。沖縄戦の期間は、米軍が慶良間諸島に上陸した1945年3月26日から降伏文書に調印した同年9月7日までとし、戦没場所は沖縄県の区域内となっています。

ただし、北海道本籍の戦没者の場合は、

ア 沖縄守備軍第32軍が創設された1944年3月22日から1945年3月25日までの間に、南西諸島周辺において、沖縄戦に関連する作戦や戦闘が原因で死亡した者

イ 1945年3月26日から同年9月7日までの間に、沖縄県の区域を除く南西諸島周辺において、沖縄戦に関連する作戦や戦闘が原因で死亡した者

ウ 1945年9月7日後、沖縄県の区域内において戦争が原因でおおむね1年以内に死亡した者

これらの戦没者も刻銘の対象となります。

「沖縄県の区域」については、細かい地理的規定があるため、沖縄県が該当地域かどうかを判断します。また、南西諸島についてはフィリピンやニューギニア等と混同される方が多いのですが、鹿児島県に属する薩南諸島（大隅諸島、トカラ列島及び奄美諸島）と沖縄県に属する琉球諸島（沖縄諸島）、大東諸島、宮古諸島及び八重山諸島、尖閣諸島で構成される地域のことを指します。

《刻銘対象者の例》

ア 10・10空襲（1944年10月10日に南西諸島の広い範囲で行われた大

規模な空襲)、米軍上陸前の艦砲射撃により死亡した者

- イ 徴用船、疎開船等が輸送中に沈没したことにより犠牲となった者
- ウ 1944年6月29日徳之島沖で沈没した富山丸の犠牲者
- エ 天一号作戦発動以前の九州沖航空戦で、南西諸島周辺を攻撃目標として戦死した者（天一号作戦～1945年3月26日に連合艦隊により発動された沖縄方面航空作戦）
- オ 天一号作戦の作戦遂行により戦死した者
- カ 菊水作戦等の特別攻撃隊による戦没者（菊水作戦～連合軍の沖縄方面への侵攻を阻止する目的で1945年4月6日から実施された作戦）
- キ 海上特攻隊大和艦隊の戦没者
- ク 収容所、野戦病院等で、罹病等が原因で死亡した者

！！ よくある質問 ！！・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

Q 父が軍人で、戦争に行って満州で亡くなったが、平和の礎に刻銘してもらえますか。

A 「平和の礎」に刻銘されるのは、沖縄戦で亡くなられた戦没者に限られます。それ以外の地域で戦没された方は対象外となります。

Q 叔父が沖縄で戦没したと聞いたので、平和の礎に刻銘してほしい。

A 伝聞のみでは申請できません。刻銘の申請には、戦没者の氏名や死亡年月日、死亡場所を確認できる除籍簿謄本の提出が必要です。そこで沖縄戦での戦没が確認できれば申請できます。

Q どのように刻銘されているのか。

A 北海道の場合は、戦没者の戦没時の本籍地を所管していた支庁ごとに刻銘されています。（現在は総合振興局・振興局ですが、平和の礎は支庁単位となっています。）

支庁ごとに漢字で氏名のみが刻まれています。が、「平和の礎」内に2カ所と、併設の「平和祈念資料館」内に検索システムが設置されており、戦没者の刻銘位置が検索できます。

Q 父が沖縄戦で亡くなったが、刻銘されているかどうか調べてほしい。

A 「平和の礎」は、戦没者の戦没時の本籍ごとに刻銘されています。そのため、本籍地が確認できないと調べられません。

また、同じ本籍地で同姓同名の方も多くいるため、刻銘済みの方と問い合わせ

の方が同一人物かどうかの確認も沖縄県に問い合わせなければわかりませんので、すぐに回答することは困難な場合もあります。

Q 刻銘されている祖父の名前の漢字が違うのだが。

A 平和の礎を制作する際に使用された名簿は、戦時中の資料やご遺族が記載した諸届出等を基に作成されております。そもそも資料や届出に誤った字や当時常用していた字（斉藤の「さい」や渡辺の「なべ」等）で記載されていたために、そのまま刻銘されている場合もまれにあります。

それらは、申し訳ありませんがご遺族の方からのご指摘がなければわかりません。正しい漢字に修正刻銘することは可能ですので、確認資料として戸籍等を添付して修正の申し出をしてください。

Q 追加の刻銘をお願いしたのに、沖縄県に行ったときに平和の礎を見たが刻銘されていなかった。

A 追加、修正の刻銘は年に1回です。申し込みから刻銘までの流れは、申し込みをされた年の11月（令和6年は11月30日）に各都道府県からの申請を締め切り、翌年3月に沖縄県で審査を行い、対象者が決定されます。4月に申請をした都道府県から刻銘対象者に通知され、6月に刻銘となります。

早い時期に申請されますとかなり長い時間お待ちいただくこととなりますのでご了承ください。